

—— 一八世紀イギリス地主と農業
—— ピアポット家の所領経営の実態およびその農業
との拘り合い ——

岩村 満[†]

The landlord and agriculture in 18th century England
— The analysis of the Pierrepont family's estate management and
agricultural support —

Mitsuru IWAMURA[†]

ABSTRACT

The landlord influenced the agriculture in 18th century England.
The second Duke of Kingston helped to his tenants by grace rent or delay of rent payment. This research finding was drawn from the estate account book of the 1736 calendar year. The delay of rent payment caused the reduction of Duke's income. But, he could spend much money by draft in his account in London banker which half of his income was normally sent.
This family concentrated the home land through the land market which consisted of buying up of total number of 99, total price of 26,119 pounds from 1723 to 1743.
The Pierrepont family got the excellent pastures by the 1787 year's Parliamentary enclosure of Radcliff estate. This family lent these pastures to the over-100 acres running tenants farmers, and helped the large farmers to specialize to stock-farming.
Charles Pierrepont managed the estate from 1789 to 1812. Charles supported the tenant farmers' management through the taking of land tax charge. He improved the farm buildings.
Farm operations was carried out through all the year in late 18th century Nottinghamshire Srelley farm. Laborers' wages were paid at the time of finishing each works. Cash for wage payment was necessary in a year. The landlord aid of the grace rent and delay of rent payment was indispensable for tenant farmers' management.

Key Words: 18 century, England, landlords, agriculture

キーワード: 18世紀, イギリス, 地主, 農業

令和2年11月13日 受付

[†] 八戸工業大学・非常勤講師

1. はじめに

イギリス農業における大土地所有の形成は一八世紀に進展した。そして、その大土地所有は一八世紀の農業や土地所有の在り方に大きく影響した。しかし、そうした大所領は、所領運営の観点からするならば、成功例はほんの僅かに過ぎなかった。これまで、イギリス農業に関する我が国の議論は、こうした所領経営の視点を全く欠くものであった。筆者はこれまで当時最も優れた経営を行っていたといわれるピアポット家所領を取り上げ、その所領経営の実態を説明する中で、近代イギリス農業における地主の在り方について見てきた。以下では、その個々の成果を取り纏めて全体の流れを見てみる。

ところで、農業における大土地所有の形成は従来、所謂議会囲い込みとの関連で述べられ、議会囲い込みは囲い込みに際して大土地所有者に有利な土地配分を行い、同時に囲い込みが齎す土地の個別利用と地条の統合が近代化に必要な纏まった土地を提供し、これを楨程として農業における近代的大土地所有制が構築されたと見做されてきた(M.Turner, *Enclosure in Britain 1750-1830*, 1984, pp.39-41)。そして、このような囲い込みは大土地所有者が主導したと捉えられた。議会囲い込みは地主に有利な土地配分を行ったことは夙に知られていることなので、そこでの土地の有利な配分の実態を把握し、その後の貸し出しの在り方を具体的に検証することで、地主が議会囲い込み時の所領経営で何を志向したのが鮮明となる。

加えて、大地主による土地所有の形成は議会囲い込みに止まったであろうか。議会囲い込みはそれまでの土地所有の流れを最終的に纏めるものであったとしたならば、地主はそこに至るまでの土地所有の在り方に如何なる拘り合いを持ったのであろうか。この点の検討も要求される。

そして、確かにターナーはイギリス農業革命の中心的役割を担ったのはノーフォク農法の導

入と見做し、それは議会囲い込みを契機として一八世紀において大規模借地農であるファーマーによって実践されたものと指摘している。そうしたノーフォク農法の普及の度合いについては吟味の余地はあるものの(拙稿「イギリス農業革命と議会囲い込み」『八戸工業大学紀要』第13巻、1994年)、果たして近代イギリス農業は大規模借地農であるファーマーのみに担われたと言えるのか。農業は大土地所有のもとで経営されたから、当然、大所領の運営の在り方が一八世紀の農業経営に大きく影響を及ぼしているものと推察される。然るに、当時のイギリス農業に関する我が国の議論は、所領経営の視点を全く欠いた。

また、地主の家政と所領経営の関係は所領経営の分析にとって見過ごすことのできない事柄である。当時、地主の家政は多様な事由が災いして財政逼迫に陥り、所領を手放していたことがパーカーやハバカクに代表される研究成果から広く知られてきている(拙稿「一八世紀イギリスにおける所領経営—その課題と視角」『八戸工業大学紀要』第18巻、1999年)。地主の財政逼迫の理由については後に言及するが、このような一八世紀地主の財政問題が、所領経営の根幹である土地所有の在り方に大きな足枷となったのであろうか、就中、財政問題により所領経営は何らかの対応を迫られはしなかったのか、そもそも所領と家政は如何なる関係にあったのか、而して、所領経営は家政との立ち位置の中で考察されねばならないことになる。

本編は以上のような課題に答えるべく、一八世紀のノッティンガムシアのピアポット家所領を取り上げ、その所領経営について見てきた一連の論稿を纏めるものである。

2. 大所領の管理の実態

先ず初めに、当所領の所領管理の実態を見た(拙稿「一八世紀イギリスにおける大所領の管理の実態」『社会経済史学』第48巻第6号、1983年)。それは所領管理体制の整備は所領経営の

改善の前提と見做せるからである。ここでは第二代キングストン公爵が成人した後の直接経営期に当たる1736年度の所領会計簿の分析を行った。管理の仕組みでは所領の事実上の差配人は総差配人であり、他方、在地の差配人は地代徴収人と会計官としての職責を担っていた。彼ら以外にも、所領管理を支える者として、マナー裁判所の執事と森林監督人がいた。会計簿の優れた整備によく反映されているように、所領の管理は頗る整っていた。

また、この所領管理の実態から判明することは、地代納入の大幅な猶予や次年度への延納が借地農に認められていたことであり、それ故、そこには地主による借地農への優遇措置が窺われ、地主の農業への深い関与が見て取れる。就中、地代の猶予は二ないし三会計年度まで及んでいたし、また延納地代は年度によって組み替えられていた。因みに、延納地代は1735年度は962ポンド余り、36年度はおよそ3,106ポンドであった。尚、両年度の当座勘定account currentの収入は17,000ポンド位であった。これらの地主による借地農への手当ては本領にとどまらず、周辺所領においても実施されており、所領全体に遍く拘わることであった。ここで述べた地代徴収の在り方が農業経営にとって頗る大きな意義を持つことは、後の農場会計簿の分析から判る。

ところで、所領会計簿の地代の流れからは、家政との関係も窺われ、所領収入が本領は邸宅の家計の使途に充当されていたし、他方、周辺所領はロンドンの銀行業者ホアの元にある当家の口座に振り込まれ、家計での支出や当座繰越での借り入れを支えていたことが銀行口座会計簿を合わせ見ることで判った。

そして、経済的事由にのみ限定すれば、上述した地代収入の大幅な遅延が家政の収入の別途手当を必要としていたがゆえに、こうした家政の財政の仕組みが齎されていたと言える。ただ、敢えて言えば、この口座は莫大な貸越しの累積を許すことになり、一八世紀大地主の財政の破綻を惹き起こすことになった。当家の銀行口座において膨大な貸越しの計上とそれを弁済する

ための周辺所領の売却が見て取れる。すなわち、1736、37年度のロンドンの口座には、45,000ポンドの借入金記されている。そして、そのうちの26,000ポンドを弁済するために、38年度には周辺所領の一部が20,000ポンドで売却されるに至っている。

それはこうした財政赤字は杜撰な所領管理体制から生じたものでもなく、また、年収をはるかに越える額であり、従って、所領経営の改善による収入の拡大では到底賄いきれない規模であったがために、所領の売却が余儀なくされた。尚、財政破綻の要因についてはハバカクが纏めている。それは階層としての貴族的生活様式維持への出費が災いした。主に、家門の邸宅とその周辺のパークの管理維持費、狩猟の経費、政治的出費及び選挙での費用、そして子供の持参金である（前掲「一八世紀イギリスにおける所領経営—その課題と視角」）。

3.大所領の形成

然らば、上述したような財政逼迫と所領売却によって、当家の近代的な土地形成への営みは果たして頓挫したのであろうか。また、所領の所在の在り様は収入の使途の違いを齎すことによって所領経営に大きな影響を及ぼしていたと推察される。そこで、所領経営を検討する前に、先ずは、当家の所領形成の実態について見ていく。

一八世紀の大土地所有は所領形成の主たる要因であった相続と婚姻が所領の散在を齎したため、ここでの大所領は所領が分散した。一八世紀に当家においても相続と婚姻から莫大な所領が獲得され、遠隔所領が形成された。1736年度の当座勘定における本領から上がる収入は約8,391ポンドであったのに対し、周辺所領から上がる収入は約9,160ポンドにも上った。

しかし、当公領では一八世紀前半の1723年から43年にかけて土地市場を通じて本領が纏まっていた（拙稿「一八世紀イギリスの大所領の形成：キングストン公領の分析」『八戸工業大学

紀要』第14巻、1995年)。それは同時期の土地購入は99件、26,119ポンド余りであり、そのうち総件数の85%、総価額の89%が本領において生じたことから判る。ところで、購入地は50ポンド未満が全体の42%を占め、更にこれが100ポンド未満になると過半数を越え、58%に達する。この小価額地は小さな土地であり、100ポンドの購入地でも僅か10エーカー程度であった。他方で、纏まった所領の購入は僅か2件だけであったが、それは本領を拡充する上で大きな役割を果たした。その中の一つはカトグレイヴの価額五千ポンドに達するものであった。土地購入資金は少額の場合は所領収入から充当されることが多かったが、多額に及ぶ場合は周辺所領の抵当設定や売却から賄われていた。

更に、土地市場について知れるところは、先ず、土地が市場に齎されるに至った理由として、所有者の経済的困窮が上げられ、それは土地に設定された過大な抵当権の価額から判る。次いで、農民保有地の分割相続による所有地の細分化が経営規模としては不十分にならしめ、売却を誘引したことが指摘される。

また、当家による土地市場への積極的な拘り合いも見取れる。地主は差配人を介して土地所有者の経済的実情を掌握することができたとし、加えて、当該土地への多額な購入価額を申し出ることによって土地購入を果たしていた。

また、土地購入の目的の一端も知れる。例えば、囲い込みのための購入が存在していたことが先に見た1736年度の所領会計簿の記載から判る。ところで、周辺所領において購入された土地はわずか14件に過ぎなかったけれども、その中には囲い込みを目的とした土地購入が4件あった。従って、周辺所領も売却される可能性があったとしても、それ自体で纏められていった。それは相続や婚姻によって齎された周辺所領は元々纏まった地所で、容易に集約が可能であったことによる。

そして、周辺所領が遠隔地にあったとは言え、所有地が集約されることで、その経営の効率化を更に発展させた。それが周辺所領が本領と同

等な扱いを受け、地代徴収の便宜の対象となっていた所以である。

すなわち、当家は本領、周辺所領を問わず、土地市場を通じて所有地は集積していった。しかし、土地購入の主たる目的は本領を纏めていくことにあったし、更にその一端は囲い込みのためであったことが窺える。

後に見るように、農業の変革が議会囲い込みを契機とするものだと見做せば、所有地を纏めていく取り組みが農業に先行したといえる。

4. 議会囲い込みの意義

議会囲い込みはそこに至るまでの土地所有の動きを最終的に纏めるものであったとするならば、将に、当家の土地所有の形成はこうした動きに該当した。因みに、次に言及する当家のラドクリフ所領は、1787年に囲い込まれたが、当家はこの地に1723年から43年の間に件数で5件、総額7,023ポンド余りの土地購入を行っていた。

そこで、所領経営の根幹をなす土地所有が、議会囲い込みによって当家ではどのように展開していったかを探る。同時に、そこでの土地利用形態の実態と所領経営の在り方も見てみる。また、以下で見ると、囲い込みは配分する面積だけが問題となるのではなく、割り当てられる土地の地目が大きな意味を持っていたことも判る。この割り当てられた地目からして、当家の議会囲い込みによる農業への関与の仕方も見てとれる。(拙稿「ピアポット家ラドクリフ所領における議会囲い込みの意義」『研究年報経済学(東北大)』第59巻第3号、1997年)。

当家の本領を構成する地所の一つであるラドクリフ所領は先にふれたように1787年に囲い込まれた。尚、当家はここに領主権、十分の一税徴収権を有し、これら権利への割り当て地として99エーカーを優先的に確保した。この割り当て地は単なる耕地ではなく、二つの優良な放牧地、すなわちトレント、ヘスギャング放牧地からなり、それは既存の放牧権と併せて両放牧地の総面積257エーカーの85.6%にのぼる220エーカーに

達するものであった。エーカー当たりの地代は前者は23.0ポンド、後者は24.4ポンドであった。他方で、耕地のエーカー当たりの平均地代は14.8ポンドであった。当家はこれら両放牧地を主として100エーカー以上を経営する二つの大農場に貸し出し、そこでの農業の多様化、特に牧畜経営への特化を図った。その中の一人である、163エーカーを借地したジョン・ブルースター・セニアは放牧地を129エーカー借り受けていた。借地に占める放牧地の比率は79.1%であった。

また、1724年に耕地から放牧地へ転化されていたサンピット放牧地の当家の持ち分である132エーカーあまりは、纏めて70エーカーほどを経営する二つの中規模農場へ貸し出され、そこでも牧畜経営への特化を進展させた。同放牧地のエーカー当たりの地代は13.9ポンドであった。

ここでの農地の貸与の仕方は1728年の土地調査帳において農地に占める草地の面積が一律40ないし50%代になっていることから判明するような、総べての農場にほぼ類似の土地利用形態を促すものとは著しく異なり、放牧地や耕地は選別して貸し出されるに至っている。議会囲い込み時の農地の選別貸出しは地主の強い意向の表れと言える。

他方で、地主は借地農の入れ替えを望まず、農地は継続して同一の借地人に貸し出された。それは1801年の借地農は1746年や56年から継続したことから判る。こうして、借地農の安定化も図られたのである。

それ故、この議会囲い込み時の近代的農業の構築では地主の役割が圧倒的に大きかったと言える。また、その役割はノーフォーク農法の導入如何を越えたものであったと見做せる。こうした借地農の安定化と農業への積極的関与により、当時まだ未成熟であった借地農の資本形成を醸成していったものと推察される。

敷衍すれば、R.C.アレンが言ったような、議会囲い込みは土地価値と慣習地代との差額の地主への再配分を可能としたことに最大の意義があるのではなく、上述したように、農業改革を推し進める土台を築いたものであり、また、土地

価値の動向からみて、その後の生産性向上をもたらすものであった。

但し、囲い込みによる地代の額は323ポンド余り、58%増であり、アレンが指摘するように囲い込みが地代の上昇をもたらした事実を何ら否定するものではない。その後の1801年の地代帳によれば地代が225ポンド増大していることも、併せて指摘しておく。

ところで、議会囲い込みについての資金の手当ては所領会計簿には記載は全くない。それは法案の獲得など所領経営の枠を超えたものであり、必然的に家政に担われたものと推察される。

5. 大所領の経営

以上のように、地主は所領の経営に深く拘わっていたこと、そして彼らは農業を見据えていたことが判る。続けて、このことは所領経営においてどのように反映されたのかを見ていく。そこで、1752年から1812年までの本領の一つであるゾーズビー所領の会計簿を検討する（拙稿「一八世紀イギリスにおける大所領の経営：ピアポント家所領の分析」『研究年報経済学（東北大学）』第69巻第1, 2号, 2007年）。この本領は14の地所からなる。

当所領では1789年から1812年のチャールズ・ピアポントの経営期において地代は大幅かつ一斉に惹き上げられた。その額は4,180ポンド余りから14,159ポンド余りへと、およそ3倍を越える規模に増大した。取り分け、地代の上昇は本領でも中心地所に集中していき、それは1789年の約3,099ポンドから1812年の約11,020ポンドへと3.6倍程に達した。中心地所とはゾーズビーの邸宅から近く、地代収入の大規模なものを指し、それはイークリング、フレディブラ、ウェストン、ホルベック、ラクストン、ニーソルの6つの地所からなる。

所領経営において農業への積極的な関与も見取れる。というのは、そこでは聖職禄のリース権を譲り受け、所有権を簡略化することで農業経営の負担を軽減したり、また、地租を引き

受けることで借地農への援助を実施したからである。因みに、聖職禄のリース料は1812年におよそ1,190ポンドまで増大したし、1808年から1812年までの地租負担総額は6,138ポンドを越えた。加えて、多額の補修費の確保により農場施設の改善を図った。1792年から1812年までの補修費の累計は約8,482ポンドに及んだ。そして、これらは主として本領でも中心地所に拘わるものであった。聖職禄のリースはすべて中心所領に拘るものであったし、先の補修費の81%余りが中心地所で支出されている。

中心地所への経営の集約は、先に見た土地購入の在り様と符号をなす。また、こうした所領経営の中心地所への集約化は同時に地主による農業経営の支援を内包するものであり、換言すれば、所領経営の集約化を図る過程が農業経営への援助を推し進める過程を随伴するものであった。すなわち、農業の経営は借地農による独自の営みではなかった。そこには地主の拘り合いが頗る大きかったと言える。

ところで、チャールズの経営において地代の引き上げは地代を土地価値に合致させるものであった。それは所領が経済的に経営されるようになったことを意味し、このことが所領への上で述べたような支出を可能にした所以でもある。

こうして、地主が農業へ深く拘わるような所領運営が推し進められていたのであるが、それが可能であったのは所領経営が家政とは実質的に切り離されていたことによるものと言える。確かに、所領の上りの殆どは家政に組み入れられたとはいえ、それは所領へ強制的に割り当てられたものではない。地代の上昇が必ずしも家政への送金を増額せしめたとは言えなかった。1806年から1809年は会計簿に現れた現金正味残高がそれまでの6,000ポンド余りから8,300ポンドへと上昇したのに対して、家計の送金は年6,200ポンドに留まった。多額の収入が所領の改善に廻された。所領は家政を意識したものではなく、それ自体として管理・運営されていた。

6. 農業の実践

ところで、当家の貸出地ではどのような農業が営まれていたのであろうか。その示唆を得るために、ノッティンガムシアの他家の地主手作り農業を調べてみる(拙稿「一八世紀末イギリスにおける農場会計簿の分析：ノッティンガムシア、ストレリー農場の会計簿」『研究年報経済学(東北大学)』第72巻第1、2号、2011年)。ストレリー農場は200エーカーあまりの経営規模であったと見積もられるけれども、そこでは一年を通じて、しかも個々の作業の終了時ごとに労賃への支払いが求められており、そのため地主から会計簿への手当てが生じている。1796年度108ポンド、1797年度175ポンドであった。

また、当農場では農業労働力は36名、のべ1504日に及んだ。こうした大量の労働力を確保するためにも確実な労賃の支払いが求められたのである。農業労働力は血縁関係や仕事仲間の構築によって手配されたけれども、これは確実な賃金支払いの裏打ちによってのみ維持されえた。当然、借地経営においても労賃支払いのための通年の資金の調達が不可避であったと見做せる。それ故、ピアポット家所領で見られた借地農への地代の猶予や延納は、農業が成り立つ上で欠くべからざる優遇措置であったと改めて言える。ここにおいても地主の農業への深いかかわりが見て取れるのである。

尚、当農場では80エーカーに及ぶ蕪菁の大規模な作付や家畜の飼育が看取され、ノーフォク四輪作に基づく穀作牧畜が営まれていた。議会囲い込み時のラドクリフ所領での放牧地の纏まった貸し出しによる牧畜経営は、こうしたノーフォク四輪作に如何に拘ったかは別途、検討を要する。

そして、この農場は1797年に収入およそ668ポンド、支出およそ470ポンドであり、十分採算が取れていた。イギリス農業の在り方の一つの例がここに示される。それ故、ターナー、ベキット、アフトンが述べているような、イギリス農業革命を19世紀に措定するまでもなく、18世紀末には

既にその展開が進んでいた農場もあったと見做せる。

7. 結びにかえて

ここで、所領経営と家政との関係について、述べおく。当家の所領経営を俯瞰すれば、地代は一八世紀を通じて安定、その後、上昇に転じていたことが知れる。このことは所領としての資産価値の拡大を意味する。先に見たようなロンドンの銀行口座における膨大な当座貸越しが許されたのは、周辺所領の収入がこの口座に振り込まれていただけでなく、所領の資産価値の拡大が良好な担保となっていたからに他ならない。所領での農業に拘る投資が資産としての価値を増幅させるということにおいて、更には、一八世紀後半の地代収入の大幅な増額から所領収入に家政は依存するようになって行ったことによって、所領経営が家政から自立する関係を維持できたのである。

また、地主と借地農の関係において借地農が優遇されていたのは、借地農がまだまだ未成熟であり、地主の支援が必要とされていたものと推察されるが、他方で、地代増額の動向をみれば、

一八世紀後半からは農業経営が徐々にではあるけれども自立して行ったものと見做せる。このことは前述のストレリー農場から検証された農業経営が安定していたということによっても裏打ちされる。

最後に、1789年から1812年に、当家のゾーズビー所領の地代収入は3倍を超える飛躍的拡大を見た理由について言及する。先に述べたように、議会囲い込みによって有効な土地活用が可能になった。それは当然、土地価値の上昇、強いては地代の上昇を惹起せしめる契機となったと言える。そうした土地利用を前提にここでは穀作牧畜への展開が齎された。この展開は当時、都市の人口増大による穀物や肉類への需要拡大が後押しした（拙稿「一八世紀末イギリスにおける農場会計簿の分析」76～77頁、註18）。また、ナポレオン戦争期（1799～1815年）には、大陸からの輸入の途絶により、英国内での穀物の自給が求められた（Jonathan Theobald, “Agricultural productivity in Woodland High Suffolk, 1600-1850,” *Agricultural History Review*, Vol. 50, pt. I, 2002, pp.9-10）。これらは農産物価格の全般的上昇をもたらし、地代の上昇を可能にした背景でもある。

要 旨

一八世紀イギリス農業の近代化の過程において地主が多大な貢献をなしたことを検証した、7本の論文を総括するものであり、その内容を一覧する。

即ち、地主は土地市場における土地の購入による土地の集約や議会囲い込み時の優良な農地の確保によって農業の地域的特化を主導した。更に、延納地代や地代の猶予によって借地農の資金繰りを援助したり、18世紀末には地租の肩代わりや農場の建物の補修・新築を行うことで、借地農の農業経営を支援した。また、当地の農業経営は頗る採算の合うものであった。そこでは近代的農業が実践されていたものと推察される。

キーワード: 18世紀, イギリス, 地主, 農業